

平成27年9月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成27年 9月24日(木)	開会	午前	9時32分
		散会	午前	9時41分
	9月30日(水)	開会	午前	9時34分
		散会	午前	9時45分
	10月6日(火) 第1回	開会	午前	9時40分
		休憩	午前	9時50分
	第2回	再開	午後	0時24分
		散会	午後	0時26分
	10月15日(木) 第1回	開会	午前	9時33分
		休憩	午前	9時53分
	第2回	再開	午後	2時32分
		休憩	午後	2時37分
	第3回	再開	午後	2時51分
		閉会	午後	2時52分

場所 議会運営委員会室

出席委員 田村琢実委員長

齊藤邦明副委員長、蒲生徳明副委員長

中野英幸委員、石井平夫委員、神尾高善委員、宮崎栄治郎委員、鈴木弘委員、

小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

菅原文仁委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、村岡正嗣委員

出席者 本木茂議長、岩崎宏副議長

欠席委員 9月30日(水) 鈴木弘委員 → 代理出席：小谷野五雄議員

説明者 塩川修副知事

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成27年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成27年9月24日(木))

---

**委員長**

1 台風17号・18号災害に関する見舞い決議についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6)採決区分の確認についてだが、各会派賛成でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革は、私から確認しておく。

**委員長**

2 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、9月30日(水)については、自民、民主・無所属、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月1日(木)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月2日(金)については、自民、民主・無所属、改革の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、10月5日(月)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**小島委員**

10月5日については、1番目が細田善則議員、3番目が日下部伸三議員でお願いします。

**委員長**

次に、10月6日(火)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することよいか。

< 了 承 >

**小島委員**

10月6日については、1番目が板橋智之議員、2番目が宇田川幸夫議員、3番目が齊藤正明議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果を読み上げる。>

**委員長**

3 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問中日・10月2日(金)、案文については、一般質問最終日・10月6日(火)、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いします。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・10月15日（木）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

#### 委員長

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

5 その他に入る前に、議員政策研修会について申し上げる。

本日、午後1時から、議員政策研修会が第4委員会室において開催されるので、議員各位の御参加をお願いします。

#### 委員長

次に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

#### 委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・9月30日（水）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、（3）本会議開会時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

2 その他に入る前に申し上げる。本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

**小島委員**

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に際して、特別委員会の設置を提案させていただきたいと思う。

本件は、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に規定する議会の議決を要する計画に該当する。これまで県行政の総合計画に係る議案については、議会全体で審議に関与できるよう、定数を増やした新たな特別委員会を設置してきた。

ついでに県が策定する、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、多くの会派、議員が審議に参加できるよう、定数を拡大した新たな特別委員会の設置を提案するものである。案を用意したので、配布してよいか。

**委員長**

それでは、自民の案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いします。

**小島委員**

まず、名称は「まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会」とし、委員定数は18人、付託事件は「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する総合的対策」とするものである。

また、地方創生の総合戦略を付託事件とするこの特別委員会の設置に伴い、現在の「地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会」の付託事件及び名称を資料のとおり変更しようとするものである。

設置の時期だが、委員会審査前の一般質問最終日に設置できればと考えている。

よろしく御審議をお願いします。

**委員長**

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

## 菅原委員

現在、本県の特別委員会は、常設的な特別委員会として7つ、予算、決算を併せて9つの特別委員会がある。議案を審査する予算、決算特別委員会は別としても、常設的に調査を行う7つの特別委員会は、そのほとんどが執行部の部ごとに設置されている状況である。常任委員会における報告や説明と重複することがあるなど、委員会としての機能が十分果たされているか疑問があると思っている。

我が会派としては、調査事項の精査や委員会の数を絞っていくべきだと、改選後の世話人会のときから主張してきた経緯もある。特定の重要な案件を審査するという特別委員会設置の本来の目的に立ち返って、設置の目的や基準を明確にしていきたいと思っている。

この特別委員会制度の活用ということ自体は、議会の活性化という意味からも重要であると認識している。しかし、今後、特別委員会の調査事項や数の見直しを含めた設置の在り方というものを検討していただきたいと思っているが、この点について確認したい。

## 小島委員

先ほど申し上げたとおり、特別委員会の設置については、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例」に規定する議会の議決を要する計画が出てくるということに伴い、設置をするものである。

特別委員会については世話人会のときにも申し上げたが、1人の議員は1つの常任委員会にしか所属できない状況があるが、特別委員会で別のテーマを選べば、常任委員会と同じような報告を受けることもないし、幅広いチャンネルを用意し議員一人一人の研さんの場として特別委員会を設置しているところである。世話人会でも設置理由を十分説明させていただいたので、御承知おきいただきたい。

## 村岡委員

県民の発言はもっともだと思う。その上で、現在の地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会の中には総合戦略が含まれているわけだが、定数13ということで参加できない会派がでてしまうということで定数を拡大した新たな特別委員会を設置することは大事なことだと思う。

そこで、既存の委員会において、閉会中にこの総合戦略の部分を審議する場を設けて、そのときのみ所属していない会派も参加できるようにするという考え方もあると思うが、そういった検討はされたのか。

## 小島委員

特別委員会を設置して閉会中に審査するわけだが、幅広い会派の皆様に参加してもらうために定数を拡大して新たな特別委員会を設置するという趣旨であるので、御理解いただきたい。

## 村岡委員

今ある特別委員会をもう少し柔軟に考えれば、対応可能なのではないかということをお願いしたかった。県民の意見を支持する立場である。

## 野本委員

既存の特別委員会で議決するということになれば、常任委員会と重なったり、そごを来

したりするおそれがあり、議会の意思決定の過程が錯そうしてくると思う。特別の必要がある場合だけ、議決をする決算特別委員会、予算特別委員会と同様に設置し、そこで幅広く議論して議決した方がよい。議決をする必要があるので特別委員会をきちっと設置するという趣旨であることを了解していただきたい。

#### **菅原委員**

この特別委員会を設置することに反対するものではない。やること自体は議会が活性化するという意味では賛成しているものだが…。

#### **野本委員**

特別委員会の設置について賛成なら、ほかの話はあとで議論すればよい。

#### **委員長**

議論をまとめさせていただく。新たな特別委員会を設置することについては皆様御異論がないようである。今の常設の特別委員会については今後の検討課題とさせていただきたいと思うがよいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

それではさきの提案のとおり、一般質問最終日・10月6日（火）の本会議において、18人の委員をもって、「まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会」を設置し、「まち・ひと・しごと総合戦略の策定に関する総合的対策」を付託し、それに伴い、現在の「地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会」の付託事件及び名称を変更することでよいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

それでは、そのように決定した。

なお、委員配分についてだが、定数18人を埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき配分すると、自民10、民主・無所属2、県民2、公明2、共産党1、改革1となるが、よいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

それでは、そのように決定した。

#### **委員長**

次に、名簿の提出期限についてだが、一般質問中日・10月2日（金）午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の委員については、審査日程の都合上、決算特別委員会の委員と重複して選出しないようお願いする。

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、８１番鈴木弘議員、８８番樋口邦利議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・１０月６日（火）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

**小島委員**

人事案件は、平成25年2月定例会から、一般質問最終日に付議予定議案として説明され、最終日に提案されている。

議運に先立ち、代表者会議でも小谷野団長から申し入れさせていただいたが、自民党としては議案を十分に調査、検討するためには期間が短いと考えている。現状のままでは十分に審査、検討できないため、会派としての結論を出せないこともあり得るので、是非、人事案件についても開会日に提案してもらいたいと考えている。

全国47都道府県のうち、16府県で開会日に提案されている現状があるので、是非、我が党の提案に各会派とも御同意いただきたい。そして執行部も受け止めていただきたい。

**委員長**

ただ今の提案については、さきの代表者会議でも自民から議長に申入れがあり、議運で協議いただきたいと預かっている案件である。この件については、各会派の意向もあるかと思うので、一度お持ち帰りいただき、今後、正副委員長で調整させていただきたいと思うがどうか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、ただ今説明のあった知事追加提出議案のうち、平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は先例のとおり良識の範囲内、発言順序は多数会派順、発言通告書の提出期限は次の本会議休憩中速やかに、ということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第93号議案ないし第103号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 決算特別委員会の設置、第104号議案及び第105号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任についてである。

まず、第104号議案及び第105号議案については、本日、18人の委員をもって決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、決算特別委員の選任については、お手元の資料1の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

以上、決算特別委員会の設置、第104号議案及び第105号議案の付託、同議案の継続審査決定並びに委員の選任については、議案及び請願の各委員会付託後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、正副委員長互選のための委員会を本日の本会議散会後に開会することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料2のとおり、意見書12件、決議1件、合計13件であるので御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

5 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会についてだが、去る9月30日（水）の議運において、18人の委員をもって、「まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会」を設置し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する総合的対策」を付託すること

について 御決定をいただいた。

まず、委員の選任についてだが、お手元の資料3の名簿のとおり選任することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会の設置、委員の選任については、一般質問1人目終了後に、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

また、正副委員長互選のための委員会を次の本会議の休憩中に開会することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会の付託事件及び名称の変更については、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会に係る議事終了後に、異議なし採決により、お諮りすることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

6 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく平成27年度の策定等予定計画一覧表の提出についてだが、お手元の資料4のとおり、知事から議長宛て提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

7 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

#### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

8 その他の(1)委員会室のマイク機器の操作説明についてだが、本日の一般質問2人目終了後の休憩中に第3委員会室で、また、本日の本会議散会後に第8委員会室で、マイク機器の操作説明を行うので、議員への周知をお願いする。

**委員長**

次に、(2) 欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(3) 次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問1人目終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、(4) 本会議開議時刻についてだが、10時によいか。

< 了 承 >

平成27年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成27年10月6日(火)第2回)

---

**委員長**

1 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会正副委員長の互選結果報告についてだが、委員長に長峰宏芳委員が、副委員長に宮崎栄治郎委員が、それぞれ互選された。については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 知事追加提出議案(第106号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・10月13日(火)午後5時までに、私宛てに申し出るよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・10月15日(木)の議運で御協議をお願いする。

**委員長**

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・10月15日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

### 委員長

1 決算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に高橋政雄委員が、副委員長に小久保憲一委員が互選された。

については、本日の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

2 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願います。

### 小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。

議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。また、各常任委員会に付託され、それぞれ採択、不採択の立場から議論がなされているものを、あえて本会議で政党のPRになるようなことは控えた方がよいと思う。

### 村岡委員

私たちは、議請第17号及び議請第18号について討論を希望しており、是非賛成いただきたいと思います。

今、議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよいという話があった。しかし、これは会派を結成する今の議会の在り方からいって、それが全て県民の意思を反映しているということにならない部分がある。低投票率も含めて。その中で、県民がじかに請願を出すという、これも一つの民主主義の在り方であり、それを混同するのは筋違いだと思う。政党のアピールうんぬんというのも筋違いである。

さらに、内容について言えば、国政か県政かという論議もあったが、消費税増税の問題や安全保障関連法の問題については、御承知のとおり、県民にとっても重大事案であるから、是非討論の機会を与えていただきたいということを主張させていただく。

**委員長**

ほかに発言はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

**委員長**

5 議員提出議案の(1)意見書・決議案についてだが、去る10月2日(金)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱13件(意見書12件、決議1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案6件(意見書5件、決議1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)議員派遣についてのア 議会図書室の運営等に関する調査についてだが、お手元の資料4のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 第15回都道府県議会議員研究交流大会への派遣についてだが、お手元の資料5のとおり、議運委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

**企画財政部長**

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

先般、議運において説明させていただいた、本日提案を予定していた人事議案について、御本人から辞退するとの意向があったため、本日御提案することができなくなったので、御報告する。よろしく願います。

**委員長**

ただ今の企画財政部長の御発言で、議案提案の撤回があったので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、申し上げる。

去る10月6日の議運で、人事案件について、開会日に提案することを執行部に申し入れた旨の発言があった。各会派におかれては、持ち帰り御検討いただいたことと思うが、何か発言はあるか。

**岡委員**

県民では、現状のままでやってもらいたいとの意見にまとまった。理由としては、現状は2年前に議運で決定したことであり、その後の2年間特段大きな問題はなかったことと、その際に、個人の名誉、プライバシーを守る観点からも現行の方式で提案すると決まっているためである。

以前、高橋史朗教育委員のときに個人の名誉が侵害されたという案件があった。早く案件を提示することによってプライバシーが侵害されるおそれが出てくるので、現状のままがいいと思う。

**小島委員**

先日、私が発言した際に申し上げたが、47都道府県のうち16府県が開会日に提案している。そして、都道府県によっては委員会に付託するところもある。それだけ時代は刻々と変わってきている。早めに名前を出していただいて、我々もしっかり調査し、しっかり

した方に役職に就いてもらう。

名前が出るとプライバシーが侵害されるといわれるが、例えば今日議案が提案され、今日可決されれば公人となり名前が出る。それが1、2週間前になろうと同じことである。そうしたことに耐えられる方でなければ、こうした役職を成し遂げることはできないと思うので、開会日の提案をお願いしたい。

### 水村委員

民主・無所属としては、会派で協議した結果、人事案件の提案時期については平成25年2月議会で、当時の宮崎議運委員長から「今後の扱いについてだが、個人の名誉やプライバシーへの配慮という視点も重要である。そこで議案の提出は従来と同様に最終日にいただくこととするが、議会側で十分に調査する時間がとれるよう、一般質問最終日に、代表者会議で、付議予定議案として提示いただくことも一案かと存じるがいかがか」と発言があり、了承された経緯がある。この2年半の間に、この審議方法で問題があったとは承知していない。

したがって、民主・無所属としては、今回の、人事案件の提案時期を開会日にすることには反対である。

### 村岡委員

私たちは賛否については賛成である。人事案件については、緊急を要する場合は別として、原則としては他の議案と一緒に開会日に提出する。そして、議会側の検討時間を保障する。これは当たり前のことである。

なお、その人事に求められる役割や責任、予定者のその立場における資質等が検証されるのは当然であるが、その与えられた時間を党利党略等本来の目的から外れて使用することがあってはならないということも当然である。その点に十分注意して行うべきであることを申し上げる。

### 野本委員

手続上の話の確認だが、人事の付議予定議案を開会日に説明させ、知事の議案としての提案は最終日となるのか。人事案件は委員会付託しないわけであるから。

### 委員長

委員会に付託する方法と、付託しない方法がある。皆さんの御意見をお伺いしている段階では、先例どおり付託をしないで、初日に議案を提案いただき、各会派で審議をきちんとし、最終日の採決をするということだと、私としては思っているので、御認識を一緒にしていただきたい。

### 藤林委員

我が会派もこの件について協議をさせていただいた。考え方としては、初日に提案するというものもあるし、最終日ということもある。どちらも選択肢としてはありなのかなと思っている。ただし、人事案件については、首長の専権事項ということもあるので、我が会派としては首長の方の提案を最大限尊重していきたいという考え方を持っている。

今回提案される予定の案件が本日取り下げられたことについて受け入れることはやぶさかでないが、あまり早く名前が知られることにより、いろいろな意味で話が先行し、場合によっては否決という声が御本人の耳にも届かないとも限らないと懸念する。そうしたこ

とを考えると、従来どおり最終日の提案でよろしいのかなと思っている。

また、委員会付託や質疑、討論はない方がよろしいのかなと思う。

#### **野本委員**

人事案件については、議会の正式な会議で議論しないという話であるから、どういった方を執行部が提案するかを分かっていないと判断の仕様がなない。提案権が専権事項であっても、同意するかどうかは議会の権限であるから、それだけの調査期間、判断する期間が必要だということである。

700万人の県民について、経歴書を見ただけではどういった方だか分からない。情報収集して、あるいは各方面から意見を内々に聴いた上で、同意するかしないか決定するというのは、民主主義の当然の手續だと思う。

できるだけ早く提案を受け、我々が調査できる時間を確保してもらいたい。ただし、本人のプライバシー等に配慮して、議会としての公の議論はしないということである。

#### **田並委員**

お話に一理あるとは思う。しかし、この2年間、問題がなかったように思える。この時期にこうした提案があるということは、きたんなく申し上げれば、自民のアピールのように感じてしまう。

#### **小島委員**

議案調査に熱心だということである。

#### **野本委員**

前任期から申し上げていたことである。

#### **委員長**

それでは、議論が尽くされたようであるので、申入れを行うことの可否について、採決することによいか。

< 了 承 >

#### **委員長**

これより、採決する。

人事案件について、開会日に提案することを執行部に申し入れることに賛成の委員の起立を求める。

( 起 立 )

#### **委員長**

起立多数である。

よって、人事案件について、開会日に提案することを、議長から執行部に申し入れることに決定した。

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑及び討論等に関する発言通告の手続のため、午後２時を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

この際、申し上げる。

朝の議運で、人事案件について、執行部に申し入れることを決定したが、プライバシーへの配慮等について執行部と協議したところ、人事案件については、開会日に付議予定議案として説明し、閉会日に提案することを申し入れることとしたいと思うが、いかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、その旨を申し入れることとする。

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、2番吉良英敏議員から第86号議案の修正案に対する反対討論、63番柳下礼子議員から第86号議案の修正案に対する反対討論、92番吉田芳朝議員から議第13号議案に対する賛成討論、17番石川忠義議員から議第13号議案に対する賛成討論、31番秋山文和議員から議第13号議案に対する賛成討論、5番木下博信議員から議第13号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、14番前原かづえ議員から議第27号議案に対する反対討論、19番中川浩議員から議第21号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の(1) 12月定例会の会期予定案についてだが、この件については、12月2日(水)～12月22日(火)の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

平成27年9月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成27年10月15日(木)第3回)

---

**委員長**

1 人事案件についてだが、さきの本委員会の休憩中に、人事案件について、開会日に付議予定議案として説明するよう議長から申し入れを行った。

これに対し、執行部から申し入れを受け入れる旨の回答があったので御報告する。

< 了 承 >

**委員長**

2 その他の本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。